

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

8 月分

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 東淀川浄水場配水 ポンプ場配水管理設備整備修繕	諸設備	大阪市東淀川区 柴島1-3-14	横河ソリューションサー ビス株式会社	¥1,342,000	令和7年8月12日	地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 東淀川浄水場配水ポンプ場配水管理設備整備修繕

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本整備修繕は、東淀川浄水場配水ポンプ場に設置している配水管理設備制御装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、横河電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

整備修繕により動作確認、機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は、横河ソリューションサービス株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本整備修繕の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2403）